

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 自社株の買取

Q : 私の財産のほとんどは自社株で、現預金がほとんどありません。私が亡くなったら、相続税の納税資金で苦労すると思うのですが、何かよい方法はありませんか。

A : 会社に株式を買い取ってもらうことができます。

【解説】

相続税は、原則として現金納付です。取引相場のない株式が相続財産のほとんどであるといった場合には、納税資金に困るケースも少なくありません。株式を売却するにも売却先が容易に見つからなかったり、売却価額が低かったり、そもそも売却行為自体が株式の分散化につながってしまいます。

このような場合には、その株式を会社買い取ってもらい、その資金で納税するという方法があります。ただし、次のような要件を満たさなければなりません。

- (1) 買取期間・相続後1年以内
- (2) 売却可能な株式数・売渡請求と合わせて発行済株式総数の20%以内
- (3) 買取価額の総額・売渡請求と合わせて配当可能利益の範囲内
- (4) 買取の制限・株主総会の特別決議が必要
- (5) 自己株式の処分時期・買い取った自己株式は相当の時期に処分が必要

このように、相続から1年間は相続した株式を会社買い取ってもらうことができます。納税資金の調達手段として活用してください。

